

○久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成22年3月23日

規則第203号

改正 平成27年3月24日規則第19号

平成27年4月15日規則第28号

令和3年2月9日規則第11号

令和4年2月18日規則第7号

令和4年10月1日規則第42号

(市長が必要と認める図書)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。次条、第4条及び第8条において「省令」という。）第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認申請書を併せて提出した建築物で、建築基準法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた場合 当該通知書又はその写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。次号及び第6号において「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この号及び次項において「確認書

- 等」という。)の交付を受けている場合 当該確認書等又はその写し
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。次号及び第6号において「住宅品質確保法施行規則」という。)第41条第1項の住宅型式性能認定書又はこれと同等の内容を有する住宅品質確保法第44条第3項の登録住宅型式性能認定等機関が作成した書類(以下この号及び次条第1号において「住宅型式性能認定書等」という。)の交付を受けている場合 当該住宅型式性能認定書等の写し
- (5) 住宅品質確保法施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書(以下この号及び次条第2号において「型式住宅部分等製造者認証書」という。)の交付を受けている場合 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (6) 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請(以下「認定申請」という。)に係る住宅の構造及び設備について、平成21年国土交通省告示第209号(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準)第3に掲げる基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 住宅品質確保法施行規則第80条第1項の特別評価方法認定書の写し又は住宅品質確保法第59条第1項の登録試験機関が作成した住宅品質確保法施行規則第83条第1項の証明書と同等の内容を有する書類の写し
- (7) 第5条第1号に規定する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの
- ア 市長から第5条第1号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けている場合 当該書類の写し
- イ アに掲げる場合以外の場合 第5条第1号に掲げる基準に適合することを確認できる図書
- (8) 第5条第2号に規定する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの
- ア 市長から第5条第2号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付

を受けている場合 当該書類の写し

イ アに掲げる場合以外の場合 第5条第2号に掲げる基準に適合することを
確認できる図書

(9) 第5条第3号本文に掲げる基準に適合することが明らかでない場合
当該基準に適合することを確認できる図書

(10) 第6条本文に掲げる基準に適合することが明らかでない場合 当該
基準に適合することを確認できる図書

(11) その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

2 前項の規定にかかわらず、確認書等又はその写しを添えて認定申請を行う場
合には、同項第4号から第6号までに定める図書の添付を要しない。

(市長が不要と認める図書)

第2条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 前条第1項第4号の規定により住宅型式性能認定書等の写しを添えて
認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1の各項に掲げる図書
に明示すべき全ての事項が当該住宅型式性能認定書等で住宅性能評価の申請
において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項
に掲げる図書

(2) 前条第1項第5号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを
添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1の各項に掲げ
る図書に明示すべき全ての事項が当該型式住宅部分等製造者認証書で住宅性
能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されていると
き 当該各項に掲げる図書

(3) 一の建築物について、同時に2以上の認定申請又は変更の認定申請
(法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第3項まで及び第6
項の規定による変更の認定の申請をいう。)を行う場合であって、省令第2

条第1項の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書のうち共用部分に係るものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したとき 当該共用部分に係る図書

(申請の取下げ)

第3条 認定申請、変更の認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第7項までの規定による変更の認定の申請をいう。）又は法第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、様式第1号の申請取下げ書を市長に提出しなければならない。

(容積率の特例に係る許可申請)

第4条 省令第18条第1項に規定する市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図並びに同項の表2の(29)項に掲げる日影図（建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）

(2) その他市長が必要と認めるもの

(居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)

第5条 法第6条第1項第3号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次に掲げるものとする。

(1) 認定申請に係る建築物を地区計画等の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号の地区整備計画が定められている区域に建築しようとする場合又は当該建築物が当該区域に存する場合にあっては、当該建築物が同条第7項の規定により定められた事項（同項第2号に係るものに限る。）に適合していること。

(2) 認定申請に係る建築物を景観計画の区域に建築しようとする場合又は当該建築物が当該区域に存する場合にあっては、当該建築物が景観法（平成

16年法律第110号)第8条第4項第2号の規定により定められた制限に適合していること。

(3) 認定申請に係る建築物を次の区域に建築しようとするものではないこと又は当該建築物が当該区域に存しないこと。ただし、当該区域を定めた者の意見を聴いて当該建築物が長期にわたり存することに支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項の促進区域の区域

イ 都市計画法第4条第6項の都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項の市街地開発事業の施行区域

エ 都市計画法第4条第8項の市街地開発事業等予定区域の区域

オ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項の改良地区の区域

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準)

第6条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、認定申請に係る建築物を次に掲げる区域に建築しようとするものではないこと又は当該建築物が当該区域に存しないこととする。ただし、当該区域の廃止又は指定の解除が見込まれる場合は、この限りでない。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域(報告)

第7条 法第11条第1項の認定計画実施者は、次の各号に掲げる場合において

法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

(1) 法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に係る工事が完了した場合 様式第2号の工事完了報告書

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 様式第3号の状況報告書

(取りやめる旨の申出)

第8条 法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画又は法第10条第2号ロの認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をしようとする法第11条第1項の認定計画実施者は、様式第4号の取りやめ申出書に省令第6条の通知書（法第8条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第6条の通知書及び省令第9条の通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年久喜市規則第16号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月24日規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に受理した長期優良住宅建築等計画の認定の申請に添

える図書について適用し、同日前に受理した長期優良住宅建築等計画の認定の申請に添える図書については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月15日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に受理した長期優良住宅建築等計画の認定の申請に添える図書について適用し、同日前に受理した長期優良住宅建築等計画の認定の申請に添える図書については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月9日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月18日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第1条の規定は、この規則の施行の日以後にされる長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書について適用し、同日前にされた長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第1条第3号の規定は、当分の間、なおその効力を有する。
- 4 この規則による改正前の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することが

できる。

- 5 第2条の規定による改正後の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後にされる長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る基準について適用し、同日前にされた長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る基準については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の久喜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。